Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 22 Sep 2020



## JSG ニュースレター 無形資産の移転価格評価に係る 新規定について

#### クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則の一部改正案(以下「改正案」という。)が公表されました。これは主に、世界的な反租税回避の流れに呼応するもので、経済協力開発機構(OECD)による税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)行動計画 8-10 の成果報告及び移転価格ガイドラインの改定に基づくものとなっています。今般は主に無形資産の関連者間取引に対する法規となっており、無形資産の移転(譲渡取引等)や使用(使用許諾取引等)が含まれます。このほか、過少申告及び申告漏れの処理要件や外部の比較可能な独立企業間取引の適用条件についても改正する予定です。本改正案は現時点では予告段階にありますが、今年(2020年)の年末前までに正式に法整備がなされる予定です。

本改正案の主なポイントは上述の通り無形資産となりますが、主な改定内容は下表の通りです。

項目	内容
無形資産の定義	● 有形資産でないもので、商業活動における使用目的で所有又は管理することができ、かつ独立当事者間で当該資産を使用または移転することによる応分の報酬が生じる特許権・商標権等の財産的価値を有する権利を指します。当該定義は、財務会計における無形資産の定義の枠を超えており、顧客データ・販売網・専門知識等がいずれも無形資産に認定されるため、影響が広範囲に及びます。
経済実態及びリスク配分による利益配分の検討	● 移転価格分析は、関連者間取引の実質的な経済事実関係及び実質的な経済利益の帰属や享受に依拠していなければなりません。また、無形資産の利益配分を評価する際は、無形資産の利益配分を評価する際は、無形資産の利益配分を評価する際は、無形資産の利益配分を評価する際は、無形資産の開発(Development)・改良(Enhancement)・維持(Maintenance)・保護(Protection)・使用(Exploitation)に関する機能(DEMPE機能)、資産の使用、リスク負担の貢献度から決定する必要があります。関連者間取引の当事者が資金提供のみを行い、実質的支配に関するリスクがない場合、無リスクに相当する報酬しか獲得できません。
インカム・アプローチの運用	● 改正案で新設された評価方法である「インカム・アプローチ(DCF 法)」は、移転価格分析において無形資産の独立企業間価格を算定する方法の一つです。当該アプローチでは、無形資産が将来に生み出す期待キャッシュ・フローを割引現在価値まで割り引き当該無形資産の価値を計算するというものです。また、改正案では会計研究発展基金会の評価準則公報第7号「無形資産の評価」で規定するインカム・アプローチに基づく必要がある点明記されており、また当該公報に規定している評価方法の適用性を評価する際に考慮すべき関連する仮定条件を参照する必要がある点明記されています。

#### 勤業衆信の見解

- 1. グループ企業が多くの無形資産を保有しており、且つグループ内で 移転若しくは使用したり、又は継続性を以て様々な方法で特許や技 術を関連企業の使用に供している場合、いずれも今般の改正案の規 定には特に留意いただくとともに、個別の関連企業の DEMPE 機能 とリスクの配分がグループの利益配分状況と合致しているか否かに ついて確認いただく必要があります。
- 2. 今回の改正案にてインカム・アプローチが独立企業間価格の算定 方法の一つとして新たに追加されました。将来において関連者間取 引が無形資産に及ぶ場合、従来から使用されてきた利益比準法は万 能薬のように使用することができなくなる可能性があります。この ため、インカム・アプローチを含むその他の方法もそれぞれ精査し た上で、最適な独立企業間価格算定方法を決定する必要がありま す。
- 無形資産の移転価格分析については、財務会計面及び税務面のほ 3. か、今後、グループ企業は法務及び評価等の方面からもその分析範 囲を広げる必要があります。この点で情報システムの構築を行うこ とで、税務リスクを適時且つ有効的に管理することが期待されま す。

Get in touch

過去のニュースレターはこちら 台湾 JSG のホームページはこちら



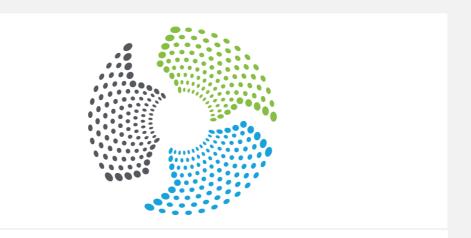
Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (\*DTTL") ならびにそのひとつまたは複数のメンバー ファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイ ト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組 織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボ ルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを 提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体 的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネ ットワーク組織("Deloitte ネットワーク")は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供して いるとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有す る行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者 がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利

Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 22 Sep 2020



### 日商組新聞稿 無形資產移轉訂價新規重磅登場

本次營利事業所得稅不合常規移轉訂價查核準則修正案(以下簡稱「修正案」)主要係銜接國際間反避稅趨勢,其依照國際經合組織(OECD)稅基侵蝕與利潤移轉(BEPS)行動計畫 8-10 成果報告及移轉訂價指引而修訂,主要針對無形資產受控交易進行規範,包含無形資產之移轉(如買賣交易)與使用(如授權交易)。此外,短漏報之處理要件與外部可比較未受控交易適用條件亦有調整。本修正案目前係於預告階段,預計今年(2020)年底前正式上路。

本事修正案重頭戲是無形資產,主要修訂內容如下:

#### 無形資產之定義

■ 指有形資產外,可被擁有或控制使用 於商業活動,且非關係人間運用或移 轉該項資產將獲得相對報酬之專利 權、商標權等具有財產價值之權利。 此處定義已超脫財務會計定義之無形 資產,舉凡客戶資料、行銷網路及專 門知識等皆被認定為無形資產,影響 相當廣泛。

# 按經濟實質及風險配置檢視利 潤分配

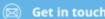
● 進行移轉訂價分析時,應以受控交易 之實質經濟事實關係及其所生實質經 濟利益之歸屬與享有為依據,而評估 無形資產之利潤分配時,應就無形資 產之開發、提升、維護、保護及利用 (DEMPE)活動、使用之資產、承擔 之風險之貢獻程度而定。若受控交易 參與人僅提供資金但未實際控制相關 風險,則其僅能獲得無風險報酬。

#### 收益法之運用

● 修正案新增評價方法之「收益法」作 為移轉訂價分析無形資產之常規交易 方法之一。收益法即按照無形資產估 計未來產生之現金流量折現後計算無 形資產價值,而修正案中明訂須按會 計研究發展基金會之評價準則公報第 七號「無形資產之評價」規定之收益 法,並參照該公報而規定評估評價方 法適用性應考量之相關假設條件。

#### 勤業眾信觀點

- 1. 若集團企業擁有較多無形資產且有集團內移轉或使用,或有持續性透過不同方式提供專利或技術給關係企業使用的情況,皆須特別留意本次修正案的規定,並檢視個別關係企業之 DEMPE 功能與風險配置是否與集團利潤配置之情況相符。
- 2. 本次修正案新增收益法為常規交易方法之一,未來若受控交易中有涉及無形資產,傳統常用的可比較利潤法可能不再是萬靈丹,其他方法包含收益法皆需要被逐一檢視,而後決定最適之常規交易方法。
- 3. 無形資產移轉訂價分析除了財會面及稅務面外,集團企業未來亦需擴及法務與評價等面向,若透過資訊系統之建置,期可即時並有效管理稅務風險。



#### 日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL"),以及其一家或多家會員所及其相關實體。 DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體, DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司·也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員·皆為具有獨立法律地位之個別法律實體·提供來自 100 多個城市的服務·包括:奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成,僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前,請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人,Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利